

○補償コンサルタント登録制度の「補償業務管理者」の区分別の要件と必要作成書類

				平成23年9月21日付け補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について(令和2年12月23日国不用第35号)の内容			
区分	区分イ(登録規程第3条第1号)	区分ロ※(公共用地事務経験者)	区分ロ※(補償業務管理士又は総合補償士の資格保有者)				
総合補償部門 以外の7部門	7年以上の実務経験を有する者	指導監督の実務経験3年以上を含む 20年以上の実務経験を有する者	「補償業務管理士」資格取得者で 補償業務管理者認定研修修了者	「補償業務管理士」資格取得者で 補償業務管理者認定研修を修了していない者			
総合補償部門	7年以上の実務経験を有し、 5年以上の指導監督の実務経験を 有する者	指導監督の実務経験7年以上を含む 20年以上の実務経験を有する者	「総合補償士」資格取得者で 補償業務管理者認定研修修了者	「総合補償士」資格取得者で 補償業務管理者認定研修を修了していない者			
他の要件	↓	↓	↓	公共用地事務(補償業務全般に関する事務)経験者である		公共用地経験者でない	
				↓	↓	↓	↓
				「指導監督の実務の経験」は無いが、補償業務全般に関する事務について20年以上の実務の経験を有する者(起業者の職員としての従事経験)(別表1)	「指導監督の実務の経験」として、国家公務員であった者は、級別標準職務表(別表第一)に定める10級から4級までの級で 管理的職務又はこれに準ずる職務の経験がある者 。 ※国土交通省の場合は用地官以上の役職についての経験、地方公務員等にあつてはこれに相当する職務の経験がある者。	「指導監督の実務の経験」として、登録部門を問わず 業務の管理及び統括を行った、主任担当者等の実務の経験1件 を有する者(別表2)	「指導監督の実務の経験」が無い者は、登録部門を問わず、 7年以上の実務の経験を有する者 (別表2)
作成書類	補償業務管理者実務経歴書(第5号別表1) ※総合補償部門の場合は、指導監督の実務経歴書も併せて作成(第5号別表2)	①補償業務管理者認定申請書 ②別表1【補償業務管理者実務経歴書(補償業務経験者)】 (原本証明した写しを提出する)	①補償業務管理者認定申請書	①補償業務管理者認定申請書 ②別表1【補償業務管理者実務経歴書(補償業務経験者)】 (原本証明した写しを提出する)	①補償業務管理者認定申請書 ②別表1【補償業務管理者実務経歴書(補償業務経験者)】 (原本証明した写しを提出する)	①補償業務管理者認定申請書 ②別表2(主任担当者等の実績1件記載)	①補償業務管理者認定申請書 ②別表2(7年以上の実務経験を記載)
その他 必要書類			②修了証書(写し) ③補償業務管理士資格証書、 総合補償士資格証書等(写し) ④登録証(写し)	③補償業務管理士資格証書(写し)、 総合補償士資格証書等(写し) ④登録証(写し)	③補償業務管理士資格証書(写し)、 総合補償士資格証書等(写し) ④登録証(写し)	③補償業務管理士資格証書(写し)、 総合補償士資格証書等(写し) ④登録証(写し)	③補償業務管理士資格証書(写し)、 総合補償士資格証書等(写し) ④登録証(写し)

※区分ロは、国土交通大臣がイに掲げる者と同程度の実務の経験を有するものと認定した者